

平成 28 年 6 月 7 日

各位

発行者名: バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(発行者コード:20214)
代表者名: デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
マーク・マーソン
問合わせ先: バークレイズ証券株式会社
エクイティ・ファンド・ストラクチャード・マーケット本部
東 華七子 (TEL: 03-4530-1123)

**「iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託」(証券コード:2027)
信託の終了に係る信託契約の変更及び催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定
に関するお知らせ**

当社は「iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託」(証券コード:2027)(以下「当 ETN-JDR」といいます。))について、信託法第 149 条第 4 項、「2040 年満期 iPath® S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数トータル・リターン連動債上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」(以下「信託契約」といいます。))第 4 条及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」(以下「契約条項」といいます。))第 51 条第 3 項の規定に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る信託契約の変更を予定しております。

また、当該信託契約の変更に関し、平成 28 年 6 月 21 日を権利確定日と定め、当該権利確定日における受益者を「知っている受益者」として「催告」の対象となる受益者と決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該信託契約の変更が決定された場合、平成 28 年 8 月 25 日付で当該信託契約の変更を実施し、平成 28 年 9 月 28 日を信託終了日として、信託の終了を行う予定です。

記

1 対象 ETN-JDR

「iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託」(iソフト)

2 信託契約の変更及び信託の終了に関する日程(予定)

- | | |
|------------------|---------------------|
| ● 対象受益者の権利確定日 | 平成 28 年 6 月 21 日(火) |
| ● 受益者への催告書類発送 | 平成 28 年 7 月 21 日(木) |
| ● 受益者による異議申立期限 | 平成 28 年 8 月 22 日(月) |
| ● 異議申立結果開示 | 平成 28 年 8 月 25 日(木) |
| ● 信託契約の変更実施日(予定) | 平成 28 年 8 月 25 日(木) |
| ● 取得請求開始日(予定) | 平成 28 年 8 月 26 日(金) |
| ● 取得請求終了日(予定) | 平成 28 年 9 月 14 日(水) |
| ● 信託終了日(予定) | 平成 28 年 9 月 28 日(水) |
| ● 残余財産給付開始日(予定) | 平成 28 年 11 月 7 日(月) |

3 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

- 「監理銘柄(確認中)」への指定 平成 28 年 6 月 7 日(火)
- 「整理銘柄」への指定 平成 28 年 8 月 25 日(木)
- 東京証券取引所における最終売買日 平成 28 年 9 月 23 日(金)
- 上場廃止日 平成 28 年 9 月 26 日(月)

なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です

4 信託契約変更の内容及び理由

(内容)

信託終了日を平成 28 年 9 月 28 日(予定)といたします。

(理由)

当 ETN-JDR は平成 23 年 9 月 6 日に純資産総額(信託財産である外国指標連動証券(以下「当 ETN」といいます。))の一口あたりの償還価額に本受益権の口数を乗じた額が約 5 億 91 百万円で東京証券取引所に上場いたしました。上場来約 5 年間、市場での流通に努めてまいりましたが、純資産総額は伸び悩む状況が続いております。今後も、大幅な改善が見込めず、当初の目的に沿った商品の継続及び効率的な運用が困難な状況と考え、信託を終了することいたしました。

5 異議申立の判定

上記権利確定日における受益者は、信託契約の変更に関し、平成 28 年 7 月 21 日に発送予定の催告書類にてお知らせする所定の手続きに従って、異議申立期間(平成 28 年 7 月 21 日から平成 28 年 8 月 22 日まで)中に、当 ETN-JDR の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、異議を述べることができます。

当該異議申立期間中に、異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が、総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかった場合には、平成 28 年 8 月 25 日付で信託契約の変更を実施し、平成 28 年 9 月 28 日を信託終了日として、信託を終了いたします。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、信託契約の変更及び信託の終了は中止されます。その場合、信託契約の変更及び信託の終了を行わないこと並びにその理由を速やかに開示いたします。

6 異議を述べた受益者の受益権取得請求手続きについて

上記異議申立期間中に異議を述べた受益者に限り、信託契約の変更が実施され信託の終了となる場合、平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 9 月 14 日までの間に、当 ETN-JDR の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、原則として権利確定日である平成 28 年 6 月 21 日時点で有する本受益権について、契約条項第 52 条第 2 項及び信託契約第 3 条の規定に基づき算定される価額(原則として本受益権 1 口あたり当該異議申立期間の最終日の翌営業日における当 ETN1 口あたりの償還価額から受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて算定される価額)にて、所定の手続きに従って、取得請求することができます(ただし、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数が当該権利確定日に有する本受益権の口数以下となる場合には、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数に限られます)。

なお、異議を述べられた受益者が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を受けることも可能です。

7 残余財産の給付

信託契約の変更がなされた場合、契約条項第 63 条及び信託契約第 3 条の規定に基づいて、信託終了日である平成 28 年 9 月 28 日(予定)を残余財産の給付を受ける権利に係る権利確定日とし、当該権利確定日における受益者に対し、残余財産給付開始日(平成 28 年 11 月 7 日(予定))以降、残余財産の給付として金銭(原則として当 ETN を処分して受領した金額(外貨を受領した場合には円貨に転換します)から手数料及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用を控除した金額)の支払いを行う予定です。

8 新旧対照表(案)

信託契約の変更案:信託契約第3条の2の新設案

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>第3条の2 本契約条項第60条の規定にかかわらず、本信託は、平成28年9月28日の経過により終了します。</u>	(新設)